明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は、平成二十九年二月二十七日予定の取締役の決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告致します。

一、優先資本金の額の減少をする目的

B号優先出資（以下「本件優先出資」といい、本件優先出資の保有者を「本件優先出資社員」という。）のうち、特定資産の売却、特定資産についての賃料収入又は消費税の還付等により生じた余裕金相当額を当社の流動化計画に係る業務の終了前に償還することで、当社が利用可能な資金をもって本件優先出資社員に早期に投下資本回収の機会を与えるために行う（以下、上記特定資産の売却又は消費税の還付その他当社が利用可能な余裕金を総称して「現金余裕金」という。）。

二、優先資本金の額の減少をする要件

当社の現金余裕金の範囲内で、取締役が当社の資産流動化計画に定める計算方法に従って本件優先出資の額の減少を決定することを要件とする。

三、優先資本金の額の減少をする時期

本件優先出資の額の減少をする場合は、これを当社の現金余裕金が生じた場合で取締役が適切と認める時期に行う。

四、減少する優先資本金の額又はその算定方法

減少する本件優先出資の額は、⑴特定資産を売却した場合には、その売却代金から当該事業年度中に期限前償還すべき特定社債（もしあれば）及び特定借入れ（もしあれば）の額を控除した額、⑵確定申告により還付を受けることのできる消費税等の額、及び⑶特定社債要項の条件に従い積立等を行い、当社の維持に要する費用及び特定資産の管理・運営に要する費用を控除した後の余剰現金（以下「減資消却可能額」という。）の合計額を上限とし、取締役が決定する金額（但し、後記七に定める金額と同額とする。）とする。

五、優先資本金の額の減少において消却する優先出資の種類及び口数又はその計算方法

消却する優先出資の種類はB号優先出資とし、その口数は減資消却可能額を五万円で除し、その端数を切り捨てることにより得られる数を上限として、取締役が合理的に決定する数とする。

六、優先資本金の額の減少において消却する優先出資の消却の方法

取締役が決定する減少する本件優先出資金の額を、買い入れを希望する本件優先出資社員の中から本件優先出資一口につき金五万円で任意買入消却する。希望者多数の場合は、抽選によって決める。

七、優先資本金の額の減少において消却に要する金額又はその計算方法

消却に要する金額は、消却される本件優先出資一口につき金五万円となる。

八、優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

B号優先出資

平成二十九年二月十日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

TD・DS特定目的会社

取締役　塩野　光二

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000338/vfq5/

平成二十九年二月十日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

マンゴスチン特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000339/ojzc/

平成二十九年二月十日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

パシモン特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000341/82jx/

平成二十九年二月十日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ドリアン特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000588/p72f/

平成二十九年二月十日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

アップル特定目的会社

取締役　松澤　和浩

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十九年一月二十七日開催の臨時総会において出資一口の金額を一万円から五千円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

平成二十九年二月十日

佐賀県佐賀市鍋島町大字森田九一六番地

協同組合クレオパーク鍋島

代表理事　山下　博史

正誤

平成二十五年九月四日（号外第百九十四号）公布内閣府令第五十六号（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令）

（原稿誤り）

六ページ上段別記様式中「の徴収等」は「及び徴収」の誤り。

ページ	段	行	誤	正
七下	一四		公社管理道路運営権者	法（以下「法」という。）第二十八条の三第一項に規定する公社管理道路運営権者
〃	一五		認定公社管理道路運営事業	法第二十八条の三第一項に規定する認定公社管理道路運営事業
〃				

平成二十七年十二月一日公布内閣府令第七十号（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令）

（原稿誤り）

二ページ二段六行目と七行目の間に次のように加える。

別記様式中「第十一条関係」を「第十一条関係」に、「第90条」を「第92条」に改める。

二ページ二段八行目から一一行目は次のとおりの誤り。

（施行期日）

1　この府令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十一号）の施行の日（平成二十七年十二月一日）から施行する。

（内閣府関係構造改革特別区域法施行規則の一部改正）

2　内閣府関係構造改革特別区域法施行規則（平成二十七年内閣府令第四十六号）の一部を次のように改正する。

「第五条第一号」を「第六条第一号」に改める。

平成二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月十日付第二七号六四ページ

●同日付政府調達第二七号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）